号

外

(--)

令

和

五

年十一月十九日

目

次

告

示

行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定

道路の区域変更

道路の供用開始

同 道 路

維 持

同

課)

_;

岐阜県告示第四百八十二号

告

示

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。 なお、その関係図面は、令和五年十一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十九日

岐阜県知事

古

田

号四百十七 路 線 名 三五番三五地先から揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五 まで 四八番七〇地先 (福井県境) 同 郡同 町同字同 - -X 間 五 ル(メー 鬥○光六一 ト長 **∌令** □**和** □ 元 供用開始 の 期 日 **乗令三平** 一**和・成** 一 → 元 元 ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

国一 道般

類の道 種路

岐阜県告示第四百八十三号

との行政区域の境界に係る道路の管理について、福井県と次のとおり協定を締結したの 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により岐阜県と福井県 同条第五項の規定により告示する。

県 公 報 号 外 毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

令和五年十一月十九日

令和五年十一月十九日

岐阜県知事 古 田

次に掲げる道路の区間を、本協定の対象とする。

四百十七号	路線名	
字プロ谷二番九まで福井県今立郡池田町田代三八	奥山五四八番一地先から岐阜県揖斐郡揖斐川町塚字塚	区間
(梅井県 三、三三七・三メートル)	延長の、八三〇・四メートル冠山トンネル	備考

二 一に掲げる道路の区間は、福井県をもって管理者とする。

Ξ る。ただし、緊急の場合は、この限りでない。 福井県は、トンネルの修繕等を行う場合は、あらかじめ岐阜県に協議するものとす

四 割合は、トンネルの延長比とする。 一に掲げる道路の区間の管理に要する費用 (以下「維持管理費」という。) の負担

五 福井県は、毎会計年度開始前に、維持管理費の予定額を岐阜県に通知するものとす

六 より納入するものとする。 岐阜県は、精算完了後、 出納整理期間中に岐阜県負担分の精算額を福井県の請求に

岐

七 ければならない。 福井県は、維持管理費以外に費用を要する場合には、あらかじめ岐阜県に協議しな

互に連絡するとともに事実関係を調査するものとする。 福井県又は岐阜県は、トンネルの管理に必要な情報を入手したときは、速やかに相

九 福井県又は岐阜県は、トンネル内で事故、火災その他の非常事態が発生し、その通 報を受けた場合には、速やかに他方にその旨を通報するものとする。

置を執るものとする。 福井県又は岐阜県は、九の規定による通報を受けた場合は、直ちに現場で必要な措

都度福井県と岐阜県で協議するものとする。 トンネルの設置又は管理の瑕疵により第三者に与えた損害の賠償については、その

この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、

福井

県と岐阜県で協議して定めるものとする この協定は、令和五年十一月十九日から施行する。

岐阜県告示第四百八十四号

課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 十七年政令第四百七十九号) 第四条第一項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局 長が道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。 なお、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第二十七条第一項及び道路法施行令 (昭和二 その関係図面は、令和五年十一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

令和五年十一月十九日

岐阜県知事 古 田

	類の道 種路			
	路 線 名			
山五三五番九地先から揖斐郡揖斐川町塚字塚奥	井県境) まで ・	五三五番三五地先まで 同 郡同 町同字同 山五三五番九地先から 揖斐郡揖斐川町塚字塚奥	井県境) まで ・ 本回八番七〇地先 (福 ・ 五四八番七〇地先 (福 ・ 五四八番七〇地先 (福 ・ 五四八番七の地先から ・ は、 ・ は、 も、 ・ は、 ・ は、 、 は、 、 は、 、 は、 、 は、 、 は、 、 は、 、 は 、 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 。 は 。 は	圖
	С	前 B	Α	別前変区 後更域
10.0~				ル (メー ト 幅
	四、二六・〇	九 五 ()	四、四四	ル _{(メート} ト長
	備考			